

福岡県医師会
第2080号(保)
平成17年 2月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋



佐賀県医師国民健康保険組合保険給付割合の変更について

佐賀県医師国民健康保険組合より平成17年4月1日から下記のとおり給付割合を変更する旨、通知がありましたので会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 一部負担割合 (給付割合)

	現 行		改 正	
組 合 員	入 院	8割	入 院	7割
	入院外	8割	入院外	7割
家 族	入 院	8割	入 院	7割
	入院外	7割	入院外	7割
従 業 員	入 院	8割	入 院	7割
	入院外	7割	入院外	7割

※家族の入院外の給付は従来から7割です。

2. 施行年月日 平成17年4月1日診療分より

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





佐医国発第 165 号

平成 17 年 2 月 14 日

都道府県医師会長 殿

佐賀県医師国民健康保険組

理事長 凌 俊



保険給付割合の変更について（通知）

平素、当組合の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本組合では、給付割合を下記の通り改正し、平成 17 年 4 月 1 日より実施することと致しました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが貴会々報等を通じ、貴会会員へご周知下さるようお願い申し上げます。

記

佐賀県医師国民健康保険組合給付割合

（平成 17 年 4 月 1 日実施）

	現 行		改 正	
組合員	入 院	8 割	入 院	7 割
	入院外	8 割	入院外	7 割
家 族	入 院	8 割	入 院	7 割
	入院外	7 割	入院外	7 割
従業員	入 院	8 割	入 院	7 割
	入院外	8 割	入院外	7 割

註：家族の入院外の給付割合は従来から 7 割です。

